平成２５年（フ）第２９５号
京都市山科区西野離宮町31番地13　ＢＥＬＩＳＴＡ京都山科129号
債務者　介護観光タクシー花こと　蔦野　正彦
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
京都市山科区勧修寺東堂田町14番地　Ｈ１フラット306号
債務者　林　加津美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島５棟503号
債務者　河本昇こと　河　　昇
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
京都府舞鶴市字倉谷1765番地４
債務者　水野　惠子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
堺市西区鳳東町４丁333番地５　マスターズエル鳳東301号
債務者　泉　　隆司
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
堺市南区宮山台４丁３番７―201号
債務者　更科食堂こと　赤坂賢一郎
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
堺市南区宮山台４丁３番７―201号
債務者　赤坂八重子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
堺市北区中百舌鳥町２丁72番地502、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番26―311号
債務者　東　　正樹
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
堺市北区東雲東町４丁３番２号
債務者　田中　**隆**啓
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２１号
堺市北区東雲東町４丁３番２号
債務者　田中ひろみ
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
大阪府富田林市若松町２丁目１番17号
債務者　大西　勇輝
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
島根県出雲市斐川町上直江1278番地６メイプルファーム503
債務者　廣中あけみ
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後４時　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５７１号
横浜市青葉区すみよし台34番地８　ソーラムすみよし台403
債務者　米原多鶴子（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９３号
横浜市金沢区六浦３丁目22番16号　ハイツナガシマＡ102
債務者　石川　久子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９４号
横浜市金沢区六浦３丁目22番16号　ハイツナガシマＡ102
債務者　石川　真紀
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９７号
横浜市神奈川区三枚町154番地16　ファミーユ池田203号
債務者　大岩　光友
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９８号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目18番７号　三栄ビル203
債務者　冨村　好生
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部